

平成 17 (2005) 年 1 月 20 日

プラスチック製容器包装廃棄物の油化に関する詐欺事件について

財団法人 日本容器包装リサイクル協会

1 月 17 日、当協会がかねてより宮城県警察本部に告訴していた詐欺事件に関して、容疑者 2 名を逮捕した旨の発表がありました。これまで、警察の捜査に支障を来さないように、事件の公表を差し控えて参りましたが、当局による発表がありましたので、今後の捜査の進展に支障を来さない範囲で事件についてご説明いたします。

(概要)

当協会が、市町村から引き取った容器包装廃棄物の再商品化 (リサイクル) を委託している再生処理事業者の一部で、未処理にもかかわらず、処理費用を詐取していたことが判明し、警察に告訴していました。

(事件の経緯)

一部の再商品化委託先が、複数の市町村から引き取ったプラスチック製容器包装廃棄物を再商品化 (油化) せず、当協会から再商品化委託料を詐取している、との情報がありました。調査の結果、ほとんど油化をしていないにもかかわらず、あたかもすべて油化したかのごとく当協会に報告し、委託料金を詐取していたことが判明しました。

(これまでの当協会の対応)

これらの事実を当協会は、主務官庁 5 省 (経済産業省、環境省、財務省、農林水産省、厚生労働省) に報告し指導を受けつつ、関係者に対し委託料金の返還を請求し、同時に関係者を告訴しました。これまで警察の捜査に支障を来さないように事件の公表を差し控えていました。

(詐取の状況)

警察での捜査が進行中であり、実被害の全容は判明していませんが、逮捕された 2 名が詐取した金額は 2,711 万 3,050 円であることが、現段階で判明しています。

(再発防止策)

当協会は、不正防止のための制度を強化しております。

以上